

電源Ⅱ需給バランス調整力契約書【標準契約書】

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）とは、平成２９年１０月１１日に乙が公表した平成２９年度電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承認のうえ甲が落札したことにより、甲が乙の供給区域における需給バランス調整を実施するための調整力（以下「需給バランス調整力」という。）を乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（需給バランス調整力の提供）

第１条 甲は、乙が乙の供給区域における需給バランス調整を実施するため、別紙１の発電設備または負荷設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、乙に対して需給バランス調整力の提供を行うものとする。

なお、この場合の当該契約電源等は、平成２９年４月１日実施の乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する（乙が約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款の該当条項による。以下同じ。）次の各設備に該当するものとして取り扱う。

（１）揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）

約款附則５（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（３）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（２）発電設備（揚水発電設備等を含む。）

約款１５（契約および託送供給等の単位）（４）に規定する調整電源

（３）負荷設備

約款１５（契約および託送供給等の単位）（５）に規定する調整負荷

２ 本契約において、需給バランス調整力の提供とは、甲が乙の指令に従い、契約電源等について次の運転を行うことをいう。

（１）起動および停止

契約電源等の起動（起動後、乙の電力系統に並列するまでをいう。）または停止を行うこと。起動には、本項（３）で定める揚水運転の起動を含む。

（２）出力の増減

契約電源等の出力を別紙２に記載の需給バランス調整機能を使用し、増減させること。

(3) 揚水運転

下池から上池へ水を汲み上げる機能（以下「揚水運転機能」という。）を有する契約電源等について、乙の電力系統に並列し、水の汲み上げを行うこと。

(4) OP運転

乙の供給区域の需給ひっ迫時等の緊急の場合、甲の承諾を得たうえで、契約電源等について定格出力値を超えた発電を行うこと（以下「OP運転」という。）。

(発電計画値等の提出)

第2条 甲は、発電設備を活用して需給バランス調整力の提供を行う場合、契約電源等ごとに当該契約電源等の発電バランシンググループの発電計画値（以下「BG最経済計画値」という。）を電力広域的運営推進機関を通じて乙に提出するものとする。

2 甲は、負荷設備を活用して需給バランス調整力の提供を行う場合、契約電源等ごとにその需要場所における需要者の電気の使用の抑制がなかった場合に想定される電力使用量（以下「調整力ベースライン」という。）を乙に提出するものとする。なお、調整力ベースラインの設定方法は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

3 甲は、乙が必要と認める場合、乙が必要とする発電計画値、発電可能電力、発電可能電力量およびその他の運用制約等を乙に直接提出するものとする。

(送電上の責任分界点)

第3条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側（契約電源等側）については甲が、乙側については乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(定格出力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数)

第5条 契約電源等の定格出力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は、別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源等について、別紙2に記載の設備要件を満たすものとする。

(需給運用への参加)

第7条 乙は、約款にもとづく当日計画の提出期限（以下「ゲートクローズ」という。）後に、本契約第2条にもとづき提出された発電計画値等を確認のうえ、甲に対し、調整力の提供を求めることができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙が需給バランス調整力を必要とする場合、乙は甲に対してゲートクローズ前でも、甲の申し出の範囲で需給バランス調整力の提供を求めることができるものとする。この場合、乙は、甲乙別途協議により定めた金額を甲乙別途協議により定めた方法により甲に支払うものとする。

3 甲は、本条第1項および前項にもとづき乙が需給バランス調整力の提供を求めた場合には、特別の事情がある場合を除き、これに応じるものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。

(1) 甲は、契約電源等や需給バランス調整機能に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。

(2) 甲は、契約電源等や需給バランス調整機能の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。

(3) 甲は、契約電源等を所有する発電事業者および需要者に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）を遵守させること。

(計量)

第9条 契約電源等が発電設備の場合には、契約電源等から受電する電力量（以下「発電実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、契約電源等が負荷設備の場合には、契約電源等から受電する電力量（発電実績電力量とあわせて「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、それぞれ30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙の協議により定めるものとする。

2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとし、これを実績電力量として取り扱うものとする。

（計量器等の取付け）

第10条 需給バランス調整力の提供に係る料金（以下「需給バランス調整力料金」という。）の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。ただし、約款66（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で代替可能な場合は、当該計量器等で代替するものとし、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

2 乙は、前項に係る工事に要する費用の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。

3 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置ならびに区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。

（通信設備等の施設）

第11条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等は、次のとおり施設するものとする。

（1）発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

（2）発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

（3）本条（1）および（2）以外の通信線等

乙が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

（料金の算定期間）

第12条 需給バランス調整力料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

（需給バランス調整力料金の算定および支払い）

第13条 乙は、料金算定期間ごとに、次の各号の料金を合計した金額を需給バランス

調整力料金として、これに本契約第 24 条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加えたものを甲に支払うものとする。ただし、事業税相当額の加算は、甲の事業税の課税標準が収入金額による場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限るものとする。また、次の各号の金額の単位は 1 円とし、料金算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数を切り捨てるものとする。

(1) 起動費

契約電源等ごとに、本契約第 15 条にもとづく停止時間帯区分ごとの起動回数に、本契約第 14 条にもとづく当該起動に対応する単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(2) 電力量料金

電力量料金は、次のイおよびハの合計金額からロの金額を差し引いた金額とする。

イ 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、出力帯別に、本契約第 16 条にもとづく上げ調整電力量に、本契約第 14 条にもとづく上げ調整電力量料金単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

ロ 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、出力帯別に、本契約第 16 条にもとづく下げ調整電力量に、本契約第 14 条にもとづく下げ調整電力量料金単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

ハ 需給ひっ迫対応電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第 16 条にもとづく 30 分ごとの需給ひっ迫対応電力量に、本契約第 14 条にもとづく需給ひっ迫対応電力量料金単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(3) 揚水運転費

契約電源等ごとに、揚水運転を行うために要した電力・電力量を料金算定期間において合計した値に応じ、約款にもとづき甲が負担する接続送電サービスに対応する料金（消費税等相当額を除く。）に相当する金額に甲乙協議して決定した諸費用を加えた金額を合計した値とする。

- 2 甲は、前項により算定した各料金算定期間の需給バランス調整力料金を、当該料金算定期間の翌々月 15 日までに請求書により乙に請求し、乙は同月 22 日（ただし、22 日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求書による請求が同月 16 日以降であった場合、乙

は、請求書受領後10日以内（ただし、請求書受領後10日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）に甲に支払うものとする。

- 3 前項の支払いが、支払期限日までに行われなかった場合、乙は、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該不払額（消費税等相当額および事業税相当額は含まない。）に対して、年10パーセント（閏年についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲に支払うものとする。
- 4 本条第1項（2）ロで定める下げ調整電力量料金が、同項（1）で定める起動費、同項（2）イで定める上げ調整電力量料金、同ハで定める需給ひっ迫対応電力量料金および同項（3）で定める揚水運転費の合計金額を上回る場合は、甲は、その差額に消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を乙に支払うものとし、当該請求および支払いについては、本条第2項に準じ、延滞利息については前項に準じて行うものとする。

（起動費および電力量料金に係る単価）

第14条 前条第1項の起動費および電力量料金の算定に用いる単価については、契約電源等ごとに、次のとおり甲が設定するものとする。

- （1）起動費の算定に用いる単価（1起動あたり銭単位で設定）

契約電源等を乙の電力系統から解列した時刻から乙の電力系統に並列した時刻までの時間（以下「停止時間」という。）に応じて設定するものとする（起動費の算定に用いる単価が適用される停止時間の区分を「停止時間帯区分」という。）。

- （2）電力量料金の算定に用いる単価（1キロワット時あたり銭単位で設定）

出力帯別の上げ調整電力量および下げ調整電力量ならびに需給ひっ迫対応電力量に適用する単価を設定するものとする。

- 2 甲は、原則として毎週火曜日12時（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日）までに、乙に対し、当該週の土曜日から翌週金曜日まで（以下「適用期間」という。）に適用する前項の各単価を、乙が定める様式（別紙3）により提出するものとする。ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で単価を変更する必要がある場合は、甲は速やかにその旨を乙に連絡し、甲乙協議のうえ、単価の変更を行うことができるものとする。

（起動回数）

第15条 本契約第13条第1項（1）の起動費の算定に用いる起動回数は、乙からの起動指令の直前に契約電源等を停止した時刻から乙からの起動指令を受けて乙の電力系統に並列した時刻までの時間に応じて、実際に起動を行った回数を停止時間帯区分ごとに料金算定期間において合計した値からBG最経済計画値にて

計画される起動回数を停止時間帯区分ごとに料金算定期間に合計した値を減じた値とする。

- 2 乙は、前項により算定された起動回数を料金算定期間において合計した値について、料金算定期間の翌々月 10 日までに、甲に通知するものとする。

(調整電力量)

第 16 条 調整電力量は、契約電源等ごとに、次のとおり算定するものとする。

- (1) 発電設備の場合、30 分ごとの実績電力量からゲートクローズ時点における 30 分ごとの BG 最経済計画値を減じた値とする。
 - (2) 負荷設備の場合、ゲートクローズ時点における 30 分ごとの調整力ベースラインから 30 分ごとの実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率} [\text{約款 33} \{ \text{損失率} \} \text{に規定する値とする。}])$ を乗じた値を減じた値とする。
 - (3) 前二号において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行うときは、甲乙別途協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行うものとする。
- 2 前項の調整電力量は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 上げ調整電力量
調整電力量が正の場合の電力量 (ただし、需給ひっ迫対応電力量を除く。)
 - (2) 下げ調整電力量
調整電力量が負の場合の電力量
 - (3) 需給ひっ迫対応電力量
乙の指令にもとづき、OP 運転をした時間帯における本契約第 14 条による単価にて指定した出力を超える部分の電力量
- 3 乙は、前項により算定された調整電力量を料金算定期間において合計した値について、料金算定期間の翌々月 10 日までに、甲に通知するものとする。

(需給バランス調整力の提供期間および契約の有効期間)

第 17 条 本契約にもとづく甲から乙への需給バランス調整力の提供期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、提供期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからでも何らの申し出がない場合は、さらに 1 年間同一条件で提供期間を延長するものとし、その後も同様とする。

- 2 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第 18 条 甲または乙は、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希

望する場合、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議のうえ合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

（契約の解除）

第19条 甲および乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面をもってその履行を催告し、その後10日を経過しても相手方が当該義務を履行しなかったときには、本契約を解除することができるものとする。

2 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方に対し書面により通知して、本契約をただちに解除することができるものとする。

（1）支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、または手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合

（2）破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法令にもとづく手続（以下総称して「倒産手続」という。）開始の申立てを受け、または自ら倒産手続の申立てをし、もしくは解散の決議を行った場合

（3）本契約における重大な義務違反があった場合

3 乙は、甲が故意または重過失により需給バランス調整力の全部または一部の提供を停止した場合は、本契約をただちに解除することができるものとする。

（解約または解除に伴う補償）

第20条 本契約の解約または解除により、その責めに帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責めに帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

（契約の承継）

第21条 甲は、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に書面によりその旨を通知し、乙の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第22条 乙は、甲が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 乙は、甲が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を乙に報告し、乙の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 5 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- 6 乙が本条第1項、第2項または前項の規定により本契約を解除した場合、甲は、解除により乙に生ずる損害を賠償するものとする。なお、この場合、甲は、解除により自己に生ずる損害の賠償を乙に請求することができないものとする。

(損害賠償)

第23条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第24条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第25条 本契約において、需給バランス調整力料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 発電機等出力の増減電力量および揚水発電の電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (2) 前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額、消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第26条 乙の電力系統において契約電源等に係る制約が生じ契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、乙は速やかに甲に当該制約の内容について連絡するものとする。

2 甲は、火力発電機における本契約第14条第2項で定める上げ調整電力量料金および下げ調整電力量料金の算定に係る単価の提出にあたっては、その算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数を乙に対し、提出するものとする。

3 その他本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第27条 本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第28条 甲および乙は、本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報について、本契約の有効期間中はもとより、有効期間満了または解除等による終了後においても、第三者に対して開示してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合は、この限りでない。

2 前項の相手方の情報には、次の各号のいずれかに該当するものは、含まれないものとする。

- (1) 本契約の締結前から既に自ら保有していたもの
- (2) 本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの

(3) 正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの

(4) 相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの

(協議事項)

第29条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成□□年□□月□□日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

甲 〇〇株式会社

取締役社長 〇〇 〇〇

愛知県名古屋市東区東新町1番地

乙 中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野 哲

別紙 1 . 契約電源等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	定格出力 (kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点（送電上の責任分界点・財産分界点）
□ □ 発電株式会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機	〇〇	275	90	交流三相3線式	60	××線(1, 2号)引込O F ケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機	〇〇	275	90	交流三相3線式	60	
			3号機	〇〇	275	90	交流三相3線式	60	
			4号機	〇〇	275	90	交流三相3線式	60	
	〇〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	□□□線引込鉄構における、□□□線架線と□□□開閉所引込用ジャンパー線の接続点
			2号機	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	
			3号機	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	
	□□発電所	〇〇県□□村大字〇〇	1号機	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	□□発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備（G I S）の電路側端子
			2号機	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	

契約電源等の設備要件

電源Ⅱ需給バランス調整力契約書第6条で定める設備要件については、以下のとおりとする。

1 需給バランス調整機能

火力発電設備においては、次の各号に定める機能を有するものとする。具体的な発電設備の性能は別表に定めるものとする。ただし、当社系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行うことがある。

なお、火力発電設備以外においては、火力発電設備と同等程度の需給バランス調整機能を有するものとし、必要に応じて別途協議するものとする。

- ・自動負荷給電制御機能（ADC機能：Automatic Dispatching Control）

当社中央給電指令所からの出力制御信号に追従し、自動的に発電機出力を変動させる機能。

（別表）

	ガスタービンおよびガスタービン コンバインドサイクル	その他火力
ADC変化速度	5%/分以上 (定格出力基準)	1%/分以上 (定格出力基準)
最低出力 (注1)	50%以下 (定格出力基準) DSS機能具備 (注2)	30%以下 (定格出力基準)

（注1）気化ガス（boil of gas）処理等により最低出力を満たせない場合には別途協議。

（注2）DSS（需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間は停止し、朝起動、昼間から点灯の時間帯運転すること。1日の間に起動・停止を行うことから、日間起動停止運転という。Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略。）は、発電機解列から並列まで8時間以内で可能なこと。

2 オンライン指令の信号送受信機能

需給バランス調整に必要な以下の信号を送受信する機能を有するものとする。

当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（J E S C Z 0 0 0 4（2016））への準拠が必要となる。また、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従うものとする。

（1）受信信号

- ・ADC指令値

（2）送信信号

- ・現在出力

- ・ A D C 使用／除外
- ・ A D C 上下限
- ・ 需給バランス調整機能故障

以 上

別紙 3. 電力量料金および起動費に係る単価

適用期間	◇◇年○月○日（土）～×月×日（金）
------	--------------------

1. 電力量料金

事業者名	契約電源等	出力帯（万kW）	上げ調整電力量に適用 する単価 （V 1：円/kWh）	下げ調整電力量に適用 する単価 （V 2：円/kWh）	需給ひっ迫電力量に適用 する単価 （V 4：円/kWh）
□ □ 発電株式会社	××発電所 1 号機	Z（定格出力）～			
		Y～Z（定格出力）			
		X～Y			
		0～X			

2. 起動費

事業者名	契約電源等	停止時間帯区分（時間）	起動費単価 （V 3：円/回）
□ □ 発電株式会社	××発電所 1 号機	Z～	
		Y～Z	
		X～Y	
		0～X	